

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害による被害の最小化を図るため、生活関連等施設の安全確保等をはじめとする武力攻撃災害への対処について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市は、国・府等の関係機関と協力して、市域での武力攻撃災害への対処のために必要な措置を実施する。

(2) 知事への措置要請

市は、武力攻撃災害への対処に関する措置を実施する場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講じるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市が武力攻撃災害を防除・軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、情報の提供や防護服の着用等、安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市に通報する。

なお、警察官又は海上保安官が通報を受けた場合にも同様の責務が規定されている。

(2) 知事への通知

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めて、退避の指示や警戒区域の設定を行う場合の必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、市民等に対し退避（目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所〔屋内を含む。〕に逃れること。）の指示を行う。

また、市は、警察官又は海上保安官に対して、退避の指示を行うよう要請することができる。

なお、警察官又は海上保安官は、市または府による退避の指示を待ついとまが無いと認められるときは、自ら退避の指示をすることができる。出動を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、退避の指示を行うことができる者が現地にいない場合など、市長の職権を行うことができる者が退避の指示を行うことができない場合、退避の指示を行うことができる。

市の退避の指示に際しては、必要に応じて現地調整所を設け（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣）、関係機関との情報共有や活動内容の調整を行う。

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに市民等へ伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。

この場合、必要があると認めるときは、その退避先を指示する。

また、退避の指示の内容等について、速やかに知事に通知する。

退避の必要がなくなり指示を解除した場合も、同様に市民等に対し伝達を行い、知事へ通知する。

- ② 市は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市は、退避の指示を市民等に伝達する市の職員に対して二次被害が生じないよう、国・府からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、府警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に十分配慮する。

- ② 市の職員及び消防職員・消防団員（以下「消防職団員」という。）が退避の指示に係る地域において活動する際には、市は、必要に応じて府警察、海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど、安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市は、退避の指示を行う市の職員及び消防職団員に対して、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。
また、国民保護措置に協力する自主防災組織やボランティアに対しても、特殊標章等を交付し、使用を認めることとする。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等からの通報内容、現地調整所等における関係機関からの情報提供等から判断し、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、国民保護法第114条第1項の規定により、警戒区域の設定を行う。

また、市は、警察官又は海上保安官に対して、警戒区域の設定を行うよう要請することができる。

なお、警察官又は海上保安官は、市または府による警戒区域の設定を待ついとまが無いと認められるときは、自ら警戒区域の設定を行うことができる。出動を命ぜられた部隊等の自衛官は、警戒区域の設定を行うことができる者がその場にはいない場合に限り、警戒区域の設定を行うことができる。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における府警察、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、市民等に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

警戒区域の設定の間、市は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限・禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、府警察、海上保安部、消防機関等と連携して車両及び市民等が立入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関

係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

- ④ 市は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員等の安全の確保を図るよう十分配慮する。

3 応急公用負担等

(1) 事前措置

市は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、国民保護法第111条第1項の規定により、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

また、市自ら措置を講じることが困難な場合は、府警察、海上保安部に対し当該措置を講じるよう要請する。

(2) 応急公用負担等

市は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。この場合、諸情勢を十分に検討し、やむを得ない場合にのみこの措置を講じることにより留意する。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管。）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害に関する情報の早急な把握に努めるとともに、府警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から市民等を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に十分配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除・軽減する。

この場合において、消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、所轄消防署長の下で、保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実情に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市は、市の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長等に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊（※）等の応援要請

市は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応ができないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要すると判断した場合は、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」及び「緊急消防援助隊運用要綱」に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ直接に、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど、府の援助の受け入れに関する計画等に基づき、消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市は、他の被災市町村長等から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、連絡体制を確保するとともに、消防機関と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージ（※）の実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

① 市は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び府対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、府警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のために必要な措置を行う。

その際、市は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、府警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有・連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど、安全の確保のために必要な措置を行う。

- ② 市は、知事又は消防庁長官から、他の被災地に係る消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ③ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ④ 市長又は消防長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、舞鶴発電所や水道施設をはじめとする生活関連等施設など、市民生活の維持にとって特に重要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国・府その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、府と連携して、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったとき、また自ら必要があると認めるときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り支援を行う。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、対処に当たる職員の安全に十分配慮し、安全確保のための措置を行う。

この場合において、市は、必要に応じ、府警察、海上保安部その他の行政機関に対して支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講じる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等（※）に関する措置命令

市は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難者の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で調整を行う。

危険物質等について市が命じることができる対象及び措置は次のとおり。

【対象】

消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所（※）を除く）又は消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

【措置】

- ① 危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用の一時停止又は使用の制限（消防法第12条の3）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認められる場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 武力攻撃原子力災害への対処

市は、武力攻撃原子力災害を受けた場合における対処等について、以下のとおり定める。

(1) 市地域防災計画（原子力発電所防災計画編）等に準じた措置の実施

市は、隣接の福井県高浜町に所在する原子力発電所である関西電力㈱高浜発電所（以下「高浜発電所」という。）が、武力攻撃災害を受けた場合における対処等について、原則として市地域防災計画（原子力発電所防災計画編）等のために準じた措置を講じる。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- ① 市は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を高浜発電所原子力防災管理者から受けたとき、又は関係指定行政機関の長若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、関係する指定地方行政機関等へ連絡する。
 - ② 市は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を関西電力㈱、指定行政機関又は府より先に把握した場合には、直ちに関西電力㈱にその内容を確認するとともに、その旨を経済産業大臣（事業所外運搬に起因する場合にあっては、経済産業大臣及び国土交通大臣）及び知事に通報する。
 - ③ 市は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。
 - ④ 市は、知事から所要の応急対策を講じるべき旨の指示を受けた場合は、消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。
- (3) 市民等の避難誘導
- ① 市は、知事が市民等に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、市民等の避難誘導を行う。
 - ② 市は、関西電力㈱からの通報内容、モニタリング（※）結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、市民等に対し、退避を指示し、その旨を知事に通知する。
- (4) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携
- ① 市は、国の現地対策本部が、オフサイトセンター（緊急事態応急対策拠点施設）（※）等において関係する地方公共団体等とともに組織する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。
 - ② 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、市民等の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行う。
また、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、応急対策等について必要な調整を実施するとともに、現地に派遣された専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。
- (5) 国への措置命令の要請等
- 市は、市民等の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

(6) 安定ヨウ素剤の配布

市は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、府やその他の関係機関と協力して市民等に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講ずる。

(7) 職員の安全の確保

市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において、武力攻撃原子力災害に係る積極的な情報収集に努め、当該情報の速やかな提供等により、応急対策を講じる職員の安全の確保に配慮する。

第5 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置について、以下のとおり定める。

(1) 応急措置の実施

市は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の市民等に対して、退避を指示し、警戒区域を設定する。

また、防護服の着用など、職員の安全を図るための措置を講じたうえで、保有する装備・資機材等により、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、府を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講じる。

(3) 関係機関との連携

市は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、府警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、府に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び府との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国・府と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう、市民等に注意を呼びかけるほか、生活用水がNBC攻撃によって汚染された場合には、給水の停止等の必要な措置を講じる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を府へ直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じワクチン接種を行わせる。また、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 汚染拡大防止措置

市は、知事から汚染の拡大を防止するための協力要請があったときは、措置の実施に当たり、関係機関と調整しつつ、国民保護法第108条の規定に基づき、次の表に掲げる措置を実施する。

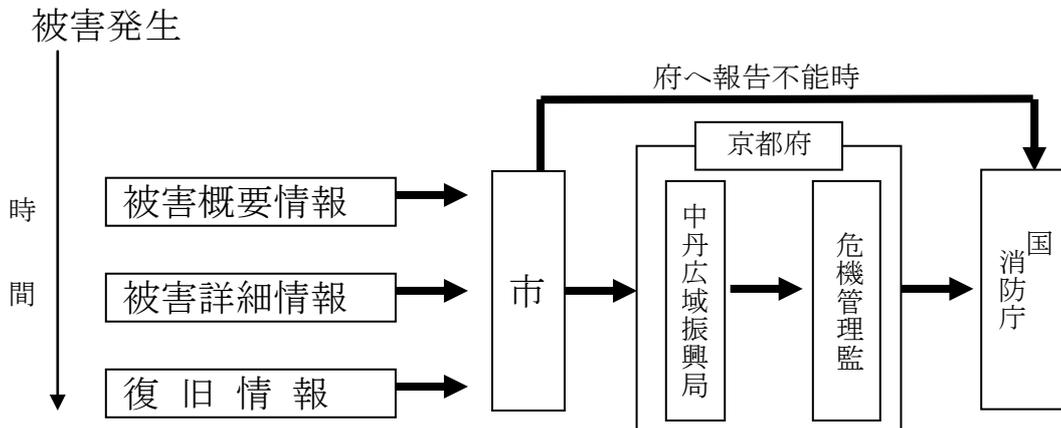
区分	対象物件等	措置	対象
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、移動の制限・禁止、廃棄を命じる。	占有者
2号	生活の用に供する水	使用又は給水の制限・禁止	管理者
3号	死体	移動の制限・禁止	
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	廃棄	
5号	建物	立入りの制限・禁止、封鎖	
6号	場所	交通の制限・遮断	

(6) 要員の安全の確保

市は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や府から積極的に収集し、当該情報を速やかに提供するなど、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

国・府との間で相互に被災情報を共有し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、被災情報の収集及び報告に関して必要な事項について、以下のとおり定める。



○ 被災情報の収集及び報告

(1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時・場所、武力攻撃災害の状況の概要、人的・物的被害の状況等、被災情報を収集する。

また、府に対し、ヘリコプター等からの伝送映像の情報提供を要請する。

(2) 市は、府中丹広域対策支部を通じて府対策本部に対し、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール・FAX等により、直ちに被災情報の第1報を報告する。

府に対して報告ができない場合には、一時的に消防庁を報告先とする。

(3) 市は、第一報を府に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により府が指定する時間に府に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、府に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、関係機関等と連携して、避難所等の保健衛生の確保を図るとともに、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うため、必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難者等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、府と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施するとともに、必要に応じて健康相談窓口を設置するなど、避難者等の健康の維持に努める。

この場合において、要配慮者の心身双方の健康状態に、特段の配慮を払う。

(2) 防疫対策

市は、生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下により、避難者等が感染症等に罹患することを防ぐため、府等と連携し、感染症予防のための啓発、健康診断、消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、府と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の発生を防止するため、府と連携し、飲料水の確保及び飲料水の衛生確保のための措置を実施するとともに、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、市民等に対して情報提供を行う。

② 市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給確保対策を実施する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、府や近隣の水道事業体、日本水道協会等に対して飲料水の緊急応援を要請する。

(5) 栄養指導対策

市は、避難者の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を府と連携し

て実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理対策

市は、市地域防災計画の定めに基づいて「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備し、次のような措置を実施する。

初期対応	<p>ア 被災状況、避難所への避難状況等を確認し、し尿、ごみ、がれき類の処理見込み等を把握する。</p> <p>イ 必要により、仮設トイレを避難所等に設置する。</p>
処理活動	<p>ア し尿処理施設、下水道処理施設、ごみ処理施設等の被害状況と稼働見込みを把握し、最終処分までの処理ルートを確認する。</p> <p>イ 必要に応じて、ごみ、がれき類の仮置場等を確保する。</p> <p>ウ がれき類の処理にあたっては、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。</p> <p>エ 仮設トイレ、仮置場等の管理にあたっては、消毒剤等を確保し、十分な衛生状態を保つ。</p> <p>オ ごみ、がれき類は、リサイクルを図りつつ適正処理を行う。</p>
府等への応援要請	<p>ア 収集・運搬・処分に必要な人員、運搬車両、処理能力が不足する場合には、近隣市町又は府に応援要請する。</p>

(2) 廃棄物処理の特例

市は、環境大臣が、生活環境の悪化を防止することが特に必要と認めて指定した特例地域においては、府と連携し「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

その場合、特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対して、特例基準に従うよう指導する。

第10章 生活の安定に関する措置

市は、物価の安定、生活関連物資等の適切な供給、武力攻撃災害により被災した生活の再建等、市民等の生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、生活関連物資等（※）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め・売惜しみを防止するために府等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 被災者、避難者の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市は、府と連携し、被災した児童生徒に対する教育に支障が生じないように、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難者等が被災地に復帰する際の学校施設の応急復旧等を実施する。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難者等の負担軽減のため、法律等の定めるところにより、市税に関わる申告・申請・納入等の期間の延期、市税の徴収猶予・減免の措置を状況に応じて実施する。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

市は、国・府と連携し、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、国・府の雇用施策や被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、避難者や被災地域の実情に応じた雇用の確保に努める。

(4) 生活再建資金の貸付け等

市は、武力攻撃災害により住居・家財・事業等に被害を受けた人が、自力で生活や事業の再建を行うにあたり必要となる資金については、自然災害時の制度を参考にしつつ、被災状況に応じた貸付け制度の実施を検討するとともに、その円滑な実施のため総合的な相談窓口を開設するなど、被災者の状況に応じた対応を実施する。

(5) 心の健康対策

市は、被災体験、避難生活などのストレスによって生じる避難者等の心の健康対策について、府等の関係機関との連携を図るとともに、精神科医等の専門家の協力を得ながら実施する。

(6) 風評被害の防止・軽減

市は、関係機関・団体と連携して、観光をはじめ各種産業への風評被害を防止し又は最小限に止めるため、市内外へ広報活動を実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

市は、水道事業者として、消毒など衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、安全な水を適切に供給するための措置を実施する。

(2) 公共的施設の適切な管理

市は、管理する道路、河川、漁港、下水道等の施設の機能が十分に発揮されるよう、施設の状況確認、安全の確保等を行い、適切に管理する。

4 京都舞鶴港の機能の維持・確保

京都舞鶴港は、京都府並びに近畿北部の物流や旅客の拠点として重要な役割を果たしており、また、漁港・漁場やレクリエーションの場として、漁業関係者のみならず、市民生活にとっても不可欠な空間となっている。

市は、武力攻撃事態等が発生した場合、市民生活と都市活動を維持していく上での京都舞鶴港の重要性を鑑み、港湾等の被害状況の把握や港湾機能維持・回復等を行うために府等関係機関が実施する措置に協力するとともに、関係機関・事業者に対し必要な措置と適切な管理を実施するよう要請する。

第11章 文化財の保護

市には、国宝1件、重要文化財19件をはじめ、赤れんが倉庫群に代表される近代化遺産など多数の文化財が所在しており、これらの貴重な財産を地域の「宝もの」として後世に伝えていくため、国、府等の関係機関や文化財の所有者及び管理団体等と連携・協力し、武力攻撃災害から守るため、必要な事項について、以下のとおり定める。

1 文化財の保護

市は、市内に存する重要文化財等（国宝、重要文化財、重要無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は国登録有形文化財等）、及び市又は府が指定・登録した文化財等（以下「文化財」という。）を武力攻撃災害から守るため、文化財保護法等に基づき適切な措置を講じる。

また、国及び府と連携し武力攻撃災害からの文化財の保全策について協議・検討を行うものとする。

(1) 文化財の所有者及び管理団体等との連携

市は、文化財の所有者及び管理団体等との連携の強化に努める。

(2) 災害発生時における緊急措置等に係る指針の内容の周知・指導

市は、文化財の所有者及び管理団体等に対し文化庁が定めた「重要文化財（建造物）耐震診断指針（平成13年3月文化庁文化財部編）」及び「文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引き（平成9年6月文化庁文化財保護部編）」を周知し、指導を行うとともに、市地域防災計画に基づく日常的な防災体制の確立を図ることを通じて、武力攻撃事態等における文化財等の保護を図る。

(3) 文化財の被災情報等の連絡等

市は、文化財の所有者及び管理団体等に対し警報や避難の指示などの情報を、迅速かつ的確に伝達する。

また、文化財に武力攻撃災害が発生した場合は、文化財の滅失、き損その他の被害に関する情報を速やかに文化財の所有者及び管理団体並びに関係機関等に連絡する。

2 文化財の応急対策

文化財に武力攻撃災害が発生した場合は、市は、必要に応じて職員を現地へ派遣し、被害状況等の情報を収集する。

また、文化財の所有者又は管理団体等や関係機関と連携して、以下の応急措置を速やかに講じることができるよう努めるとともに、重要文化財等が被害を受けた場合は、直ちに府教育委員会を通じて文化庁長官に報告する。

- ① 被害が発生した時は所有者及び地元関係者と連絡をとり、適切な措置を講じる。
- ② 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。
- ③ 美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

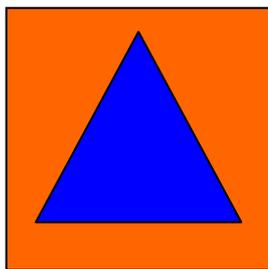
3 文化財の本格復旧

市は、武力攻撃災害により、文化財に被害が発生したときは、被災状況及び周辺の状況を勘案しつつ、迅速に現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づく復旧計画の策定に努め、国・府に対し早急な復旧等に必要な措置を講じるよう要請する。

第12章 特殊標章等の交付及び管理

市は、国民保護措置に係る職務従事者や協力者、また、国民保護措置を実施するために使用する施設、車両等を識別するために、ジュネーブ諸条約（※）及び第一追加議定書に規定する特殊標章（※）及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を適切に交付及び管理するため必要な事項について、以下のとおり定める。

「特殊標章」



（オレンジ色地に青の正三角形）

（1）特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 市長

- ・市の職員（消防長所轄の消防職員を除く）で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・消防団長及び消防団員
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置に協力する者

② 消防長

- ・消防長所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する国民保護措置に協力する者

（2）特殊標章等に係る普及啓発

市は、国・府等の関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義やその使用に当たっての濫用防止の重要性について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。